

○島田市小規模工事事務取扱要領

制定 令和 5 年 4 月 1 日

1 目的

この要領は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続きを簡素化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) この要領は、島田市が発注する請負代金額が 3,500 万円未満の建設工事（以下「小規模工事」という。）に適用する。
- (2) この要領に記載されていない事項については、島田市建設工事執行規則を適用する。

3 提出書類

- (1) 工事記録簿
請負者の作成する工事記録簿は省略することができるものとする。
- (2) 材料検査簿
請負者の作成する材料検査簿は省略することができるものとする。
- (3) 工程表
請負者の作成する工程表の提出は、島田市建設工事執行規則第 20 条によるものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事については、提出を省略できるものとする。
- (4) 現場代理人・主任技術者通知
現場代理人・主任技術者の通知書は島田市建設工事執行規則第 22 条によるものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事については、通知を省略できるものとする。
- (5) 施工計画書
請負者が提出する施工計画書は、静岡県土木工事共通仕様書に規定するものとする。ただし、請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の工事については静岡県の小規模工事事務取扱要領の小規模工事の様式、請負代金額が 500 万円未満の工事については少額工事の様式によるものとする。また、建築、電気設備、機械設備工事で請負代金額が 500 万円未満の工事については工種別施工計画書は省略させることができるものとする。
- (6) その他
提出書類は別紙建設工事完成図書チェック表の金額区分により点検し、提出するものとする。ただし、チェック表にかかわらず必要となる書類については監督員の請求により提出させることができるものとする。

4 施工管理

- (1) 出来形管理

出来形管理は、土木工事共通仕様書に定める出来形管理基準により行うものとする。ただし、500万円未満の工事については、出来形図または数量計算表を提出することによりこれに代えることができるものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、土木工事共通仕様書に定める品質管理基準により行うものとする。ただし、500万円未満の工事については、請負者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。

(3) 写真管理

写真管理は、土木工事共通仕様書に定める写真管理基準により行うものとする。ただし、500万円未満の工事については、次によるものとする。

ア 着手前及び完成時の写真

イ 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

5 500万円未満の工事における監督員・請負者等

監督員は、請負者が工事の施工に当たって自主管理体制（工程、出来形、品質、写真、交通、安全等）を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。

請負人は、工事の施工に当たって自主管理体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

また、工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。なお、自主管理とは請負者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、土木共通仕様書の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理（コントロール）することをいう。

6 工事検査

工事検査は島田市建設工事検査規程により実施する。

附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。